

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法 の一部を改正する法律の概要

地上デジタル放送への円滑な完全移行を実現するため、高テレ法附則第2条において平成22年12月31日とされている当該法律の廃止期限を、平成27年3月31日まで延長する。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の概要

施設整備事業

高度テレビジョン放送施設整備事業

番組制作設備、デジタル伝送装置、デジタル送受信装置

施設整備事業の実施に関する基本的な指針(第3条)

総務大臣による実施計画の認定(第4条)
(実施計画の変更の認定(第5条))

認定を受けた
高度テレビジョン放送施設整備事業

債務保証
(第6条)

固定資産税・不動産取得税の課税標準の軽減
(地方税法)

(注)税制優遇措置は、地方税法において措置